

令和4年9月1日

法務省民事局民事第二課 パブリックコメント（国庫帰属）担当 御中

「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令案 に対する意見

静岡県司法書士会
会長 白井 聖 記

当会は、標記施行令案について、次のとおり意見を述べる。

1. 第2条（法2条3項3号関係）について

【意見】

賛成する。

【理由】

承認申請は、実質的な調査等を要せずに法第2条第3項に定める事由のいずれかがあるときは申請が却下されるものであるから、申請人の予測可能性が担保されるよう、限定的かつ明確に規定する必要があると考える。

2. 第3条1項（法第5条第1項1号関係）について

【意見】

賛成する。

【理由】

傾斜地法で急傾斜地崩壊危険区域の基準の一つとなるものであり、崖の基準としては妥当なものとする。

3. 第3条2項1号（法第5条第1項4号関係）について

【意見】

妨害の程度について軽微なものを除くのではなく、本号本文において妨害の程度が重大であることを明示すべきである。

【理由】

承認申請に係る土地の審査において要件事実的な運用がなされた場合、妨害の程度が軽微であることの主張立証責任を申請者側が負担しなければならない可能性があり、国民に過度の負担を強いる結果になりかねない。

4. 第3条3項1号（法第5条第1項5号関係）について

【意見】

現状に変更を加える措置について、軽微なものを除くのではなく、本号本文において重大な変更を加える措置であることを明示すべきである。

【理由】

上記3の理由のとおり。

本制度は、あくまで所有者不明土地等の発生を防止する目的で創設されるものであり、物理的状況や外的要因に基づき管理が困難な土地を国が引き取る趣旨でないことは理解するが、本号のような土地がそのまま放置されれば、結局、将来にわたり所有者不明土地や管理不全土地の発生の要因になりかねない。

したがって、土地の現状に重大な変更を加える措置を講ずる必要があるものに限定して本文に明示すべきである。

5. 第3条3項2号（法第5条第1項5号関係）について

【意見】

被害については、現に被害が生じている土地に限定すべきである。また、軽微なものを除くのではなく、本号本文においてその程度が重大であることを明示すべきである。

【理由】

上記3の理由のとおり。

鳥獣等により当該土地又はその周辺の土地に被害の生ずるおそれがあるものまで含めてしまうと、ほとんど全ての山林や原野などが対象になる可能性があり妥当でない。現に重大な被害が生じ、土地の通常の管理又は処分を阻害していると認められるものに限定して本文に明示すべきである。

6. 第3条第3項4号及び同5号（法第5条第1項5号関係）について

【意見】

対象となる土地を例示的に列挙するなどして、国民が事前に予測できる程度に具体的に明示すべきである。

【理由】

本項は、法第5条第1項5号の「通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地」について、政令で具体的に定める趣旨であるから、国民にとってどのような土地が対象となるのかがある程度明確になるように明示すべきである。

7. 第4条1項（法第10条第1項関係）について

【意見】

負担金の額（原則として20万円）については、さらに減額すべきである。また、土地の区分ごとに本各号において地積の区分に応じて算定される負担金の算定方法についても国民にとって負担の少ない算定方法を模索すべきである。

【理由】

本制度が土地の管理を引き受ける国の負担ひいては国民の負担への考慮や土地の所有者のモラルハザードを防止する観点などから、承認される土地の条件に厳格な要件を課さざるを得ないことは理解する。また、国庫帰属する土地に関して生ずる管理に要する費用の一部を土地の管理を免れる程度に応じて承認申請者に負担させるという趣旨も理解できる。しかし、一方で所有者不明土地の発生を予防するという本制度が本来目的にしていたことが達成できるのかという観点も承認される土地の要件の厳格さと負担金額のバランスから考慮する必要があると思料する。

土地に関する厳格な要件を満たし、国が管理できる土地として判断した以上は、その負担金の額は、国民にとってより負担の少ないものにすべきである。

この点については、国有地に関する情報発信の強化や一時貸付けの積極活用などの政策的取組みにより法第10条1項に規定する「標準的な費用の額」の低減を図ることは可能であるし、また、農用地や山林については、既存の法律を活用しつつ、関係地方公共団体とさらなる連携の強化を図ることによっても可能だと考える。